

施工上配慮すべき事項（技術提案）

工事名：平成〇〇年度〇〇〇〇工事

会社名：〇〇〇〇会社

■ 施工上の配慮事項 (技術提案)	〇〇〇について（発注者による課題設定または、参加者で記入する。）
----------------------	----------------------------------

項目	具体的な施工計画
配慮する内容等について（技術提案）	<ul style="list-style-type: none"> ・参加申込者で記入する。（提案は5つ以内、6つ目以降は評価しない） ① ② ③ ④ ⑤

注)

- 1) 資料の枚数は本様式を含めて A4、2枚以内（文字は 10.5ポイント以上）とする。
3枚目以降に記載した場合は評価の対象としない。
- 2) 課題を踏まえた技術的所見を記述するものとする。設定された課題以外の記述であった場合は資料末添付と同様の扱いとする。
- 3) 提案の記載は5つ以内とする。
 - ・1つの提案は、100文字程度以内を目途に具体的で定量的に記載する。
 - ・説明の補足として図面等を添付してもよい。
 - ・1つの提案の中に複数の提案を記載するなど合計の提案数が5つを超えた場合、6つ目以降の提案は評価の対象としない。
なお、1つの提案とは1つの具体的実施内容を示すもので、1つの目的のために複数の具体的実施内容を記載した場合は複数の提案としてカウントする。
- 4) 技術ダンピングの防止
 - ・提案は、目的と実施内容が的確であるものを評価するが、的確な提案であっても、過度なコスト負担を要すると判断される場合は、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしない。
- 5) 受注者の責任において対応可能な事項について記載するものとし、他機関等との協議対象事項については評価の対象としない。
- 6) 受注者の責任において対応可能な事項について記入するものとし、協議対象事項については、記入しないこと。
- 7) 一般的内容の記載については評価の対象としない。
(土木工事共通仕様書・土木請負工事必携・土木工事施工管理の手引き等に順ずるもの)

南部国道事務所における総合評価落札方式提出された技術提案の評価の考え方について

【技術提案の採点と評価方法】

(1) 採点と評価のポイント

- ①共通仕様書、施工管理の手引き等により当然実施すべき提案は評価しない。
- ②提案はできる限り具体的で定量的であること。

(2) 採点方法

- 1) 創意工夫又は新技術等を活用する等により請負金額に対して過度なコスト負担とならない以下の提案等の採点は「2点」とする。

- ・品質の向上が図られ目的物の長寿命化等に資する提案
- ・工期の短縮が図られる提案
- ・一般住民等の安全又は環境対策が従来工法以上に確保又は改善される提案
- ・コスト削減が図られる提案

- 2) 過度なコスト負担を要すると判断される場合は、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしない。これにより、過度なコスト負担を要すると判断される提案の採点は「1点」とする。

◇過度なコスト負担を要する提案の事例

- ①品質の向上、長寿命化の技術提案において、本来発注者が設計変更により見込むべき以下の提案等

- ・必要なボーリング調査、補助工法、試験杭等の実施
- ・必要な養生材、混和剤の使用
- ・必要な住民対策として実施する工事用道路の舗装
- ・必要な交通整理員の配置

- ②工事の目的に照らし過度なグレードアップに関する以下の提案等

- ・グレードアップによる過度な効率化、省力化を目的とした提案
- ・試験、検査、確認等の割り増し、追加、管理基準の強化の提案
- ・機種、機械のグレードアップにより周辺環境対策等に対して必要以上の対策効果の提案

- 3) 技術提案とは認められない以下の提案等の採点は「0点」とする。

- ・一般的で通常の範囲内の提案
- ・発注者が指定した課題以外の提案
- ・他機関等と協議を必要とする提案
- ・法令違反等実施してはならない提案